

募集要項・業務仕様書の概要

1 施設名	堺市立共同浴場
2 施設の概要	<p>① 所在地 堺市堺区協和町 2 丁 61-10 ② 設置年月 昭和 4 6 年 1 2 月 ③ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>(募集要項 3 頁及び仕様書 1 頁参照)</p>
3 管理運営の基本的な考え方	<p>① 条例第 1 条第 1 項の設置目的に基づき管理運営を行うこと。 ② 個人情報の保護を徹底するとともに、施設の情報の公開を積極的に行うこと。 ③ 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営を行わないこと。 ④ 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。 ⑤ 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。 ⑥ 法令等を遵守して適正に管理運営業務を行うこと。 ⑦ 効果的かつ効率的に管理運営業務を行い、経費の節減に努めること。 ⑧ 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、サービスの向上を図ること。 ⑨ 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設・設備を適正に維持管理すること。 ⑩ 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。</p> <p>(募集要項 4 頁参照)</p>
4 指定管理者が行う業務	<p>① 施設の管理運営に関する業務 ② 施設等の維持管理に関する業務 ③ その他（関係機関等との連絡調整等） ④ 自主事業</p> <p>(仕様書 1 ～ 7 頁参照)</p>
5 指定期間（予定）	<p>平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）</p> <p>(募集要項 4 頁参照)</p>

6 指定管理料の支払条件	<p>指定管理料は、指定期間中に市と指定管理者が協議して年度協定で定め、予算の範囲内で支払う。 指定管理料は年4回に分けて前金払いにより支払うこととし、支払い時期、支払い金額は年度協定で定める。 指定管理料には原則として管理業務に必要な一切の経費として人件費、管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）が含まれる。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項5～6頁参照）</p>
7 利用料金制度の採用	<p>入浴料を利用料金として指定管理者の収入とする。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項6～7頁参照）</p>
8 利用料金の減免	<p>市が定める基準に基づき減免できる。 ① 堺市内の小中学校、幼稚園、保育所（園）等の体験入浴としての利用について全額免除</p> <p style="text-align: right;">（募集要項7頁、仕様書2頁、資料12参照）</p>
9 自主事業の実施、参加費等	<p>指定管理者は、指定管理業務に支障がなく、施設の設置目的の範囲内で利用促進、サービス向上を目的に自己の責任と費用負担により、自主事業を実施できる。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項5頁、仕様書6頁参照）</p> <p>自主事業については、あらかじめ市の承認を得て、参加者から参加費等を徴収することができる。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項7頁参照）</p>
10 開業時間及び休業日	<p>開業時間は午後3時から午後11時まで。 休業日は1月1日と毎週金曜日。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項8頁参照）</p>
11 リスク（責任）分担	<p>別紙1「堺市立共同浴場リスク分担表」のとおり。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項10頁、別紙1参照）</p>
12 業務の第三者への委託	<p>管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、別紙2「堺市立共同浴場一部委託等業務一覧表」に記載している業務の全部又は一部については、指定管理者があらかじめ市に書面で申請し、市の承認を得た場合は、その業務の全部又は一部を委託することができる。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項11頁参照）</p>
13 モニタリング等	<p>①指定管理者は、利用者の意見や要望を把握し管理業務に反映させるため、利用者からの意見聴取を行う。 ②市は年1回以上、本業務の実施状況並びに管理施設及び備品等の管理状況について実地調査を行う。 ③指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者によるモニタリングを実施する場合がある。</p> <p style="text-align: right;">（募集要項11頁参照）</p>

1 4 目標設定	<p>市が求める目標・水準等として</p> <p>①遊離塩素濃度の適正な管理、1～2時間毎の測定及び記録、</p> <p>②清掃に関する利用者満足度「不満」「やや不満」の合計3%以下、</p> <p>③日常点検を適正に行い効率的な浴場運営を行う。</p> <p>(仕様書7頁 別表1参照)</p>
1 5 募集のスケジュール	<p>募集要項の公表 :平成27年7月17日(金)</p> <p>施設の現地説明会:平成27年7月31日(金)</p> <p>質問票受付:平成27年8月3日(月)</p> <p style="padding-left: 40px;">～平成27年8月6日(木)</p> <p>質問票回答:平成27年8月20日(木)(予定)</p> <p>応募書類受付:平成27年9月14日(月)</p> <p style="padding-left: 40px;">～平成27年9月16日(水)</p> <p>※スケジュールについては予定です。</p> <p>(募集要項14頁参照)</p>
1 6 応募資格	<p>法人、その他の団体又は複数の法人等が構成するグループであること(個人による応募はできない)。</p> <p>グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等を定めること</p> <p>(募集要項14頁参照)</p>
1 7 欠格事項・選定対象除外	<p>募集要項15～16頁のとおり。</p>
1 8 応募書類	<p>募集要項17～18頁のとおり。</p>
1 9 選定審査方法	<p>審査項目に基づき、指定管理者候補者選定委員会において、以下のとおり審査を行う。</p> <p>①書類審査</p> <p>②面接審査</p> <p>書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。</p> <p>採点の結果、総合計得点が満点の60%以上に達しない場合は、指定管理者候補者として選定しない。</p> <p>(募集要項19～20頁参照)</p>
2 0 選定結果の通知	<p>選定委員会の審査結果を受けて、指定管理者候補者の選定を行い、その結果を申請団体に、平成27年10月下旬をめどに文書で通知する。</p> <p>(募集要項20頁参照)</p>